

関係機関各位

豊田市長 太田 稔彦
(公 印 省 略)

組織改編に伴う事業担当課の変更について（お知らせ）

平素は、豊田市の障がい者福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和 2 年 4 月 1 日（水）から、市の組織改編により、精神保健福祉及び難病対策事業等において担当課を下記のとおり変更します。

つきましては、事務連絡及び市民への案内等において、御留意くださいますようお願い申し上げます。

記

1 変更内容

事 業		令和 2 年 4 月 1 日からの担当課
精神保健	<ul style="list-style-type: none">・精神保健福祉法第 23 条に関すること（経由）・医療保護入院における市長同意・地域活動支援センター事業・医療保護入退院届等に関すること・その他精神保健福祉事業（相談、家族教室、講演会、協議会等）	保健部 保健支援課（東庁舎 4 階） 電話：34-6855 FAX：34-6051 E-mail: hokenshien@city.toyota.aichi.jp
難病	<ul style="list-style-type: none">・特定医療費（指定難病）助成制度・特定疾患医療給付事業・先天性血液凝固因子障害等治療研究事業・難病患者支援金・その他難病事業（相談、講演会、患者・家族会、関係機関連絡会議等）	
肝炎・肝がん等	<ul style="list-style-type: none">・B 型 C 型肝炎患者医療給付事業・肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業	保健部 感染症予防課（東庁舎 4 階） 電話：34-6180 FAX：34-6929 E-mail: hokansen@city.toyota.aichi.jp
歯科	<ul style="list-style-type: none">・障がい者歯科医療推進事業費補助金・豊田市障がい者歯科事業	保健部 総務課（東庁舎 4 階） 電話：34-6723 FAX：31-6320 E-mail: hoken-soumu@city.toyota.aichi.jp

2 障がい福祉課で継続する事業

【精神保健】

精神障がい者保健福祉手帳、自立支援医療費(精神通院)の給付

【難病】

障がい者総合支援法に定められた難病対象疾患の方の障がい者総合支援法及び児童福祉法における障がい福祉サービス、家族介護者負担軽減事業（レスパイト事業）

【問合せ】豊田市 福祉部 障がい福祉課 保健担当
電 話 34-6751
F A X 33-2940
E-mail shougai_hu@city.toyota.aichi.jp